

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）

担当課：文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

件 名：第4次やまと男女共同参画プランの策定について	
提出理由：第4次やまと男女共同参画プランを策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため	
内 容： 1. やまと男女共同参画プランとは ・やまと男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法により、市町村に策定の努力義務が課せられている基本計画である。 ・また、現計画である第3次やまと男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」という。）は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律、及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律において策定の努力義務が規定されている市町村の計画としても位置付けている。 2. 計画策定の背景等 ・令和2年12月、国は男女共同参画基本計画を改訂し、固定的な役割分担意識の存在や女性に対する暴力に関する問題が浮き彫りになっていることなどから、男女共同参画社会の実現に向けた取組の加速化の必要性を指摘している。 ・また、国の計画では南海トラフ地震等の大規模災害の発生が想定される中で、非常時に女性に生じる困難が深刻化しないよう、女性の視点を取り入れた避難所運営の検討等、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進していく必要があるとしている。 ・令和6年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）が施行され、市町村は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定に努めることとなった。 ・こうした状況の中、本市においては、第3次プランが令和6年度をもって終了することから、国の計画や関連法の施行等を踏まえ、新たに令和7年度を始期とする第4次プランを策定する必要がある。	3. 計画策定の基本的な考え方 ・大規模な災害時には男女共同参画の視点が特に重要となることから、防災分野への女性の参画促進について記載する。 ・女性支援法が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、第4次プランを同法に基づく市町村基本計画に位置付け、これまでの内容に加えて、困難な問題を抱える女性等に対する支援を新しく盛り込む。 ・国の男女共同参画基本計画や関連法を踏まえるとともに、市の総合計画との整合を図るものとする。 4. 計画の概要 (1) 計画の目的 男女共同参画社会の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進すること。 (2) 計画期間 令和7年度～11年度（5年間） (3) 基本理念 性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ (4) 基本目標及び個別目標 ・基本理念を実現するため、基本目標として、次の4つを定め、基本目標の下に個別目標を定める。 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 3 男女共同参画の面からみた健やかで安全・安心な暮らし 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会 (5) 進行管理 本プランの進行状況の確認及び評価は、大和市男女共同参画懇話会で行う。
経 過 H12.12 やまと男女共同参画プラン策定 H24.3 第2次やまと男女共同参画プラン策定 H31.3 第3次やまと男女共同参画プラン策定 R5.3 令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査実施	今後の予定 R6.12 意見公募手続 R7.3 第4次やまと男女共同参画プラン策定実施計画の策定